



## キーワード 社会保険の手続き

# 新年度スタート 社会保険関係の書類の提出先について

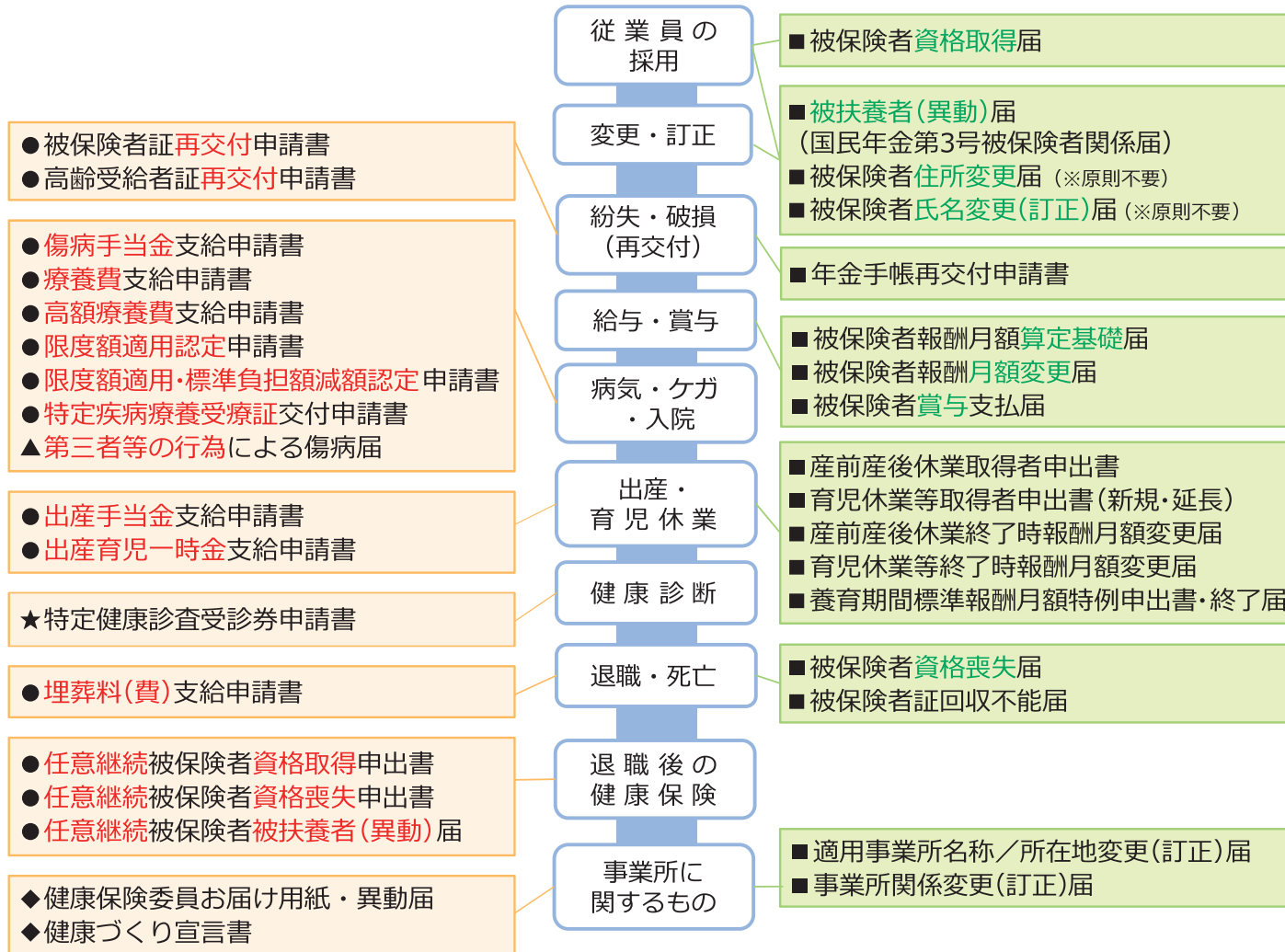
「健康保険」に関するお届けは、協会けんぽと日本年金機構でそれぞれ提出先が異なります。届出・お問い合わせ先について確認しましょう。

・協会けんぽ：健康保険の給付や任意継続保険に関するお届け等

・日本年金機構：在職中の健康保険・厚生年金に関するお届け等

**全国健康保険協会 福井支部**  
協会けんぽ  
〒910-8541  
全国健康保険協会 福井支部  
※郵便番号と宛名の記載だけで届きます

**日本年金機構**  
〒541-8533  
日本年金機構 大阪広域事務センター  
※郵便番号と宛名の記載だけで届きます



- 被保険者証再交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書

- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- ▲第三者等の行為による傷病届

- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書

★特定健康診査受診券申請書

- 埋葬料(費)支給申請書

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届

- ◆健康保険委員お届け用紙・異動届
- ◆健康づくり宣言書

- « お問い合わせ先(直通) »
- 業務グループ 0776-27-8302
  - ▲レセプトグループ 0776-27-8303
  - ★保健グループ 0776-27-8304
  - ◆企画総務グループ 0776-27-8301

- « お問い合わせ先 »
- 福井年金事務所 0776-23-4518
  - 武生年金事務所 0778-23-1126
  - 敦賀年金事務所 0770-23-9904
- ※自動音声でご案内しています

## 保険証は受診の都度必ず提示しましょう

- 70歳～74歳の方は、「高齢受給者証」も併せて提示しましょう。
- 「限度額適用認定証」をお持ちの方も、併せて提示しましょう。
- 保険証は受診の都度、提示しましょう。
- 保険証が届くまでの間は、一旦全額を窓口でお支払いいただくこととなりますが、後日協会けんぽへ「療養費（立替払）」の申請をすることで、払い戻しを受けることができます。



(医療機関掲示ポスター)

【お問い合わせ先】 TEL:0776-27-8302 (業務グループ)

協会けんぽ 保険証発行

協会けんぽ 療養費

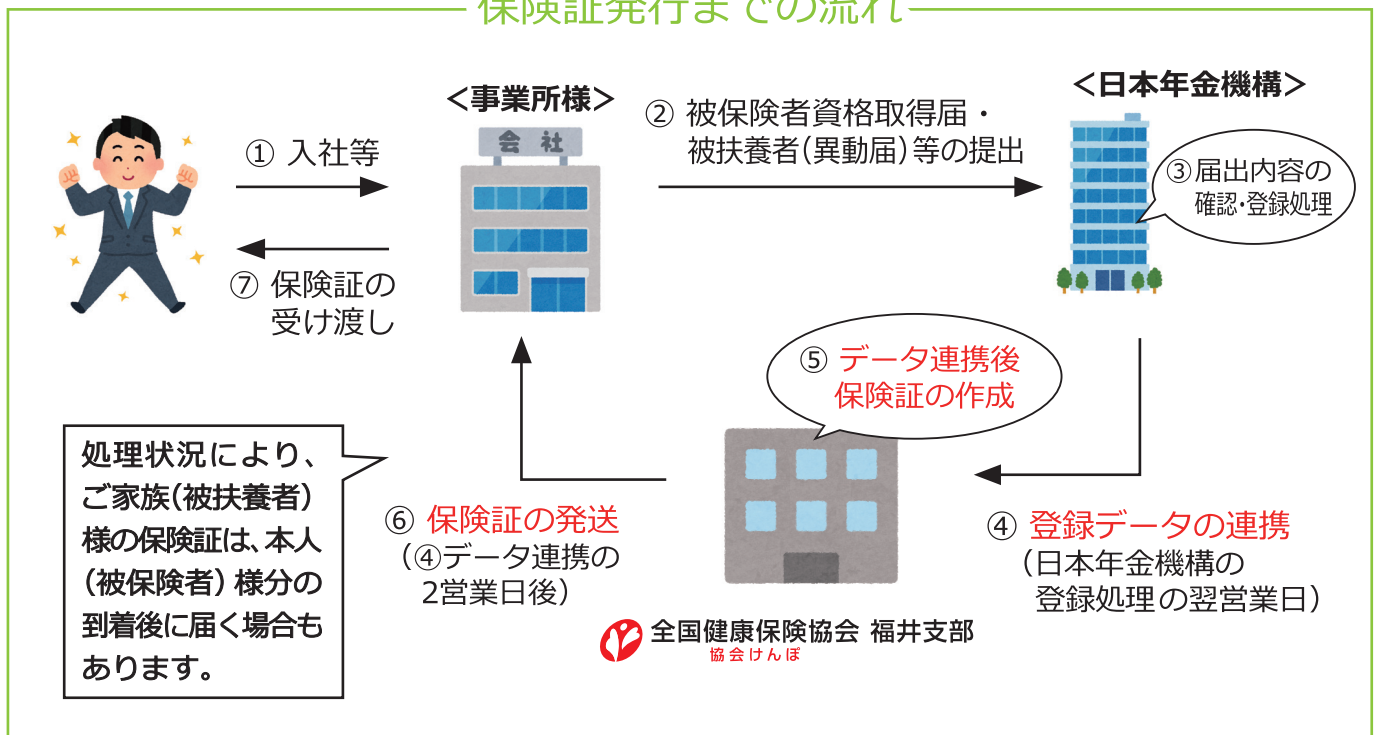
検索

## ◆◆◆◆◆ 保険証が届くまで ◆◆◆◆◆

### 保険証の発行について

協会けんぽで保険証が発行できるのは、日本年金機構の登録処理が完了した後です。4月等、異動が多い時期は、日本年金機構の登録処理に日数を要するため、保険証の発行までお時間を頂戴することもあります。

### 保険証発行までの流れ



事業所様からの「健康づくり宣言」と、「健康保険委員」の登録をお待ちしています！！

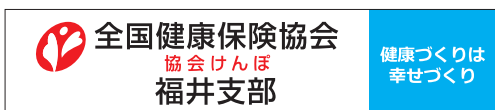
健康づくり宣言事業所 **478 事業所**  
健康保険委員 **2,562 人** (令和2年2月末時点)

「健康づくり宣言」と「健康保険委員」の詳細はホームページをご確認ください。

協会けんぽ福井 健康づくり宣言 協会けんぽ福井 健康保険委員 検索



健康づくり宣言  
協会けんぽ 福井支部



メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪  
毎月10日と25日頃配信中！  
登録はこちらから⇒

